

## 第2章 基本構想策定区域(コアエリア)

第2章では基本構想策定区域(コアエリア)の概要を示し、その区域を設定する。

### 2-1 世界遺産富士山の構成資産としての「富士山本宮浅間大社」の概要

国連教育科学文化機関(ユネスコ)は、平成25年6月26日、カンボジアの首都プノンペンで開催した世界遺産委員会で、日本政府が推薦した「富士山」(山梨、静岡両県)を世界遺産に登録した。富士山は古来より、日本の象徴として、信仰の対象や葛飾北斎を始めとする浮世絵の題材にもなるなど、その文化的価値が評価されたものである。

富士宮市においては、富士山の文化的価値を証明する文化財(構成資産)が山体を含め6件あり、隣接する他の自治体と比較して多く存在することから、世界遺産富士山の保全と活用に係る中心地としての役割が求められている。

富士山本宮浅間大社は、その中でも最も重要な構成資産であり、以下にその概要を示す。

富士山麓の浅間神社は、富士山の噴火を鎮めるために富士山を神(浅間神または浅間大神)として祀ったものであり、富士山本宮浅間大社(以下、「浅間大社」という。)は最も早く成立したものとされる。浅間大社は、全国に多数ある浅間神社の総本宮とされる。「富士本宮浅間社記」には、大同元年に山宮浅間神社の地から現在地に移転されたとある。浅間大社は富士山溶岩流の末端に位置しており、境内には、溶岩の間から湧出した地下水が池となった湧玉池(国特別天然記念物)がある。浅間大社は、噴火を水によって鎮める考え方から、湧玉池のほとりに置かれたと考えられている。

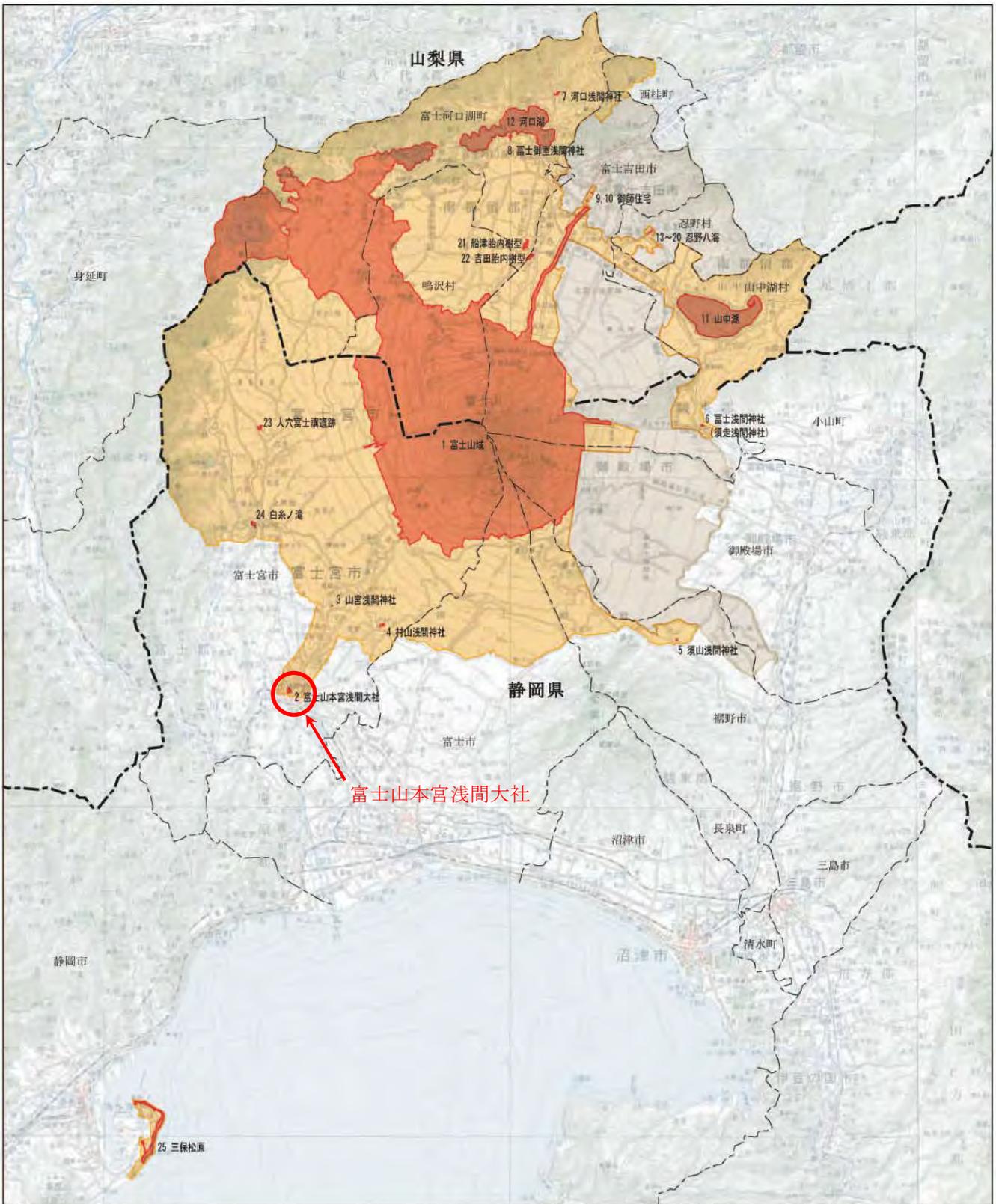
登拝が盛んになるにつれて、村山の興法寺とともに大宮・村山口登拝道の起点となり、周辺に宿坊が成立したと考えられている。「絹本著色富士曼荼羅図」には、湧玉池で垢離こりをとり、富士山に登る道者の姿がある。近世には、幕府の庇護を受け、徳川家康の寄進により慶長11年現在の社殿が造営された。寛文10年の「境内図写」には、浅間造りの本殿や楼門等の社殿、堂社、湧玉池(上池)、鏡池などが見える。浅間大社は、慶長14年には山頂部の散銭取得の優先権を得たとされ、安永8年には幕府の裁許により八合目以上の支配権が認められた。八合目以上の土地は、明治時代に国有化されたが、昭和49年の最高裁判決に基づき、平成16年浅間大社に譲渡(返還)された。



楼門



本殿(国指定重要文化財)



凡例

- 構成資産
- 緩衝地帯
- 保全管理区域
- 県境
- 市町村境

図 2-1 富士山世界文化遺産構成資産 位置図



参道



物産陳列館



神田橋



駐車場



大宮町全景



涌玉池

図2-2 浅間大社付近 時代背景写真

「市制施行50周年記念 なつかしの町名をたずねて—富士宮市の町名今昔」より

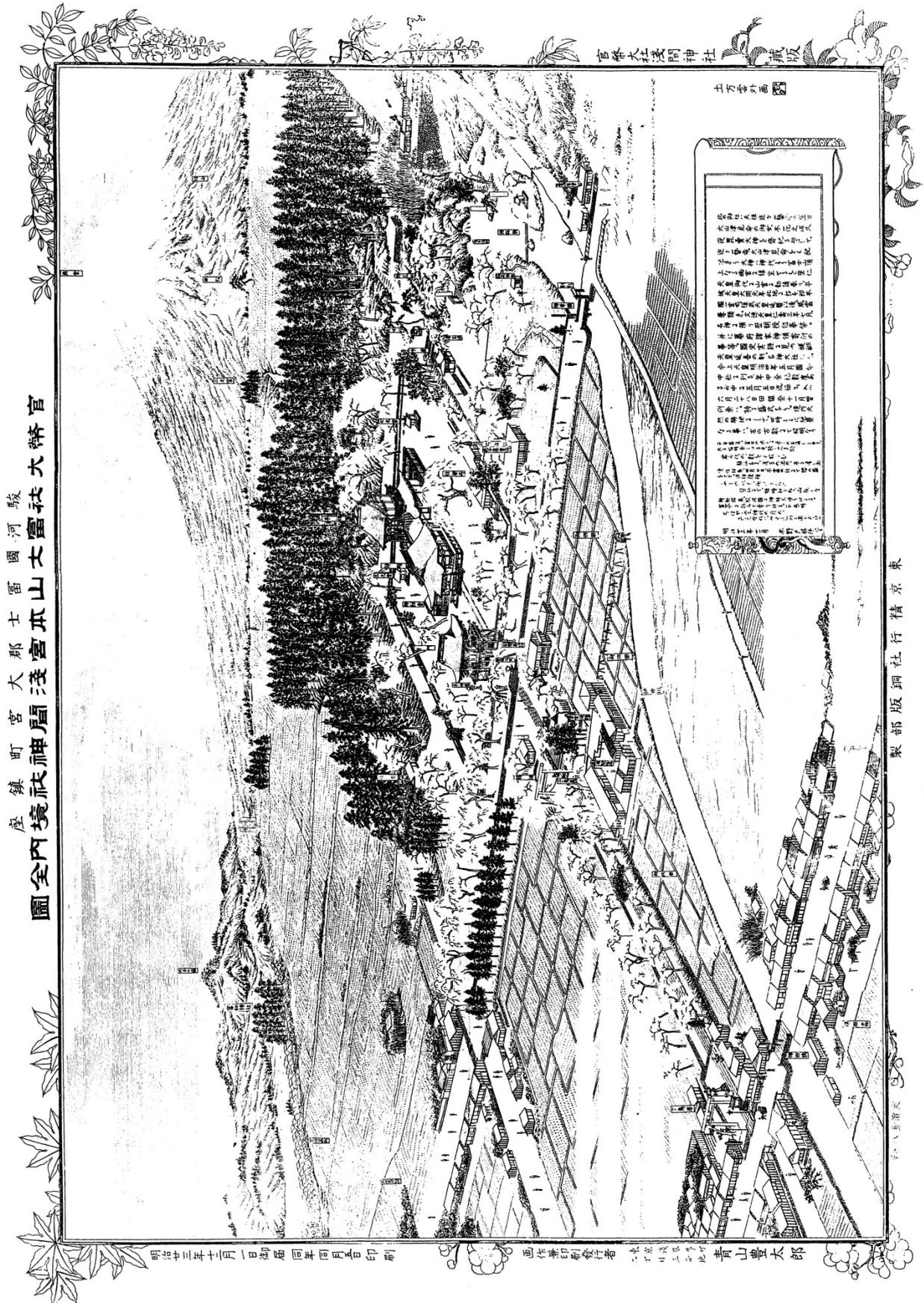


図 2-3 明治時代の浅間大社境内地

## 2-2 「富士山世界遺産センター（仮称）」の概要

静岡県は、富士山世界遺産センター（仮称）（以下、「世界遺産センター」という。）について、平成26年度に基本設計と実施設計を行い、平成27年度に工事着手、平成28年度中に完了する予定である。



世界遺産センターイメージ

### (1) 世界遺産センターの位置付け

#### ア) 世界遺産条約等における位置付け

「世界遺産条約」は、第5条(e)において、締約国による文化遺産の保護、保存、整備の分野における全国又は地域的な研修センターの設置の促進並びにこれらの分野における学術調査を奨励している。世界遺産センターは、この条項に基づき、世界遺産富士山の保護、保存の役割を担う拠点施設とするとともに、学術調査機能を併せ持つ施設として整備するものである。

#### 【世界遺産条約 第5条】

締約国は、自国の領域内に存在する文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための効果的かつ積極的な措置がとられることを確保するため、可能な範囲内で、かつ、自国にとって適当な場合には、次のことを行うよう努める。

((a)～(d)略)

(e)文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備の分野における全国的又は地域的な研修センターの設置又は発展を促進し、並びにこれらの分野における学術的調査を奨励すること。

イ) 静岡県総合計画における位置付け

静岡県では、県政運営を行う上での基本理念である「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」のため、県が取り組む施策を「静岡県総合計画」（平成23年2月）として取りまとめている。その戦略体系の一つとして「「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり」を掲げ、富士山の世界文化遺産の登録の実現をはじめとする「多彩な文化の創出と継承」を目指した施策を展開しているところである。

世界遺産センターについては、富士山に係る包括的な保存管理の拠点とするとともに、富士山の自然、歴史・文化に加え周辺観光等の情報提供を行うなど、訪れる多くの人々のニーズに対応する拠点として整備を推進するとしている。

(2) 基本コンセプト

ア) 永く「守る」

世界遺産センターは、世界文化遺産「富士山」を包括的に保存管理する拠点として、包括的保存管理計画に基づく経過観察結果の取りまとめや、県行動計画に記載された事業の実施状況を適正に管理する。併せて、富士山における環境保全活動をはじめとする市民活動との連携を図るとともに、富士山の保存・活用に携わる人材を継続的に育成する拠点となる。

イ) 楽しく「伝える」

世界遺産センターは、来館者が富士山について主体的に楽しく学ぶ(楽習)機会を提供する拠点として、富士山の多彩な魅力を楽しく「伝える」展示を行うとともに、富士山に係る各種資料を収集・整理した富士山ライブラリーを整備する。

また、世界遺産センターにおける活動や「富士山学」の成果、周辺の観光情報等について、国内外に向けた積極的な情報発信を行う。

さらに、来館者に富士山の価値を正しく伝え、富士山を守る意識を喚起することを目的とした学校教育・青少年教育・企業研修に対応したプログラムを開発、提供する。

ウ) 広く「交わる」

世界遺産センターは、世界遺産センターにおける調査研究成果に基づく講座等を開催し、来館者と研究者との交流機会を創出するとともに、研究者同士が議論する場を設ける等、積極的な学術交流を図る。

また、富士山に係る芸術活動を通じて、国内外の人々が交流する機会を創出するとともに、富士山の魅力を広く国内外に情報発信することにより、文化・観光資源としての“富士山ブランド”を確立し、富士山と県内の他の観光資源とを結びつけるハブ(中核)施設となる。

エ) 深く「究める」

世界遺産センターは、富士山のシンクタンクとして、世界文化遺産「富士山」の登録コンセプトである信仰、芸術、景観を基本とする研究及び国内外の研究機関等と連携した富士山に係る幅広い分野にわたる共同研究、研究協力を行うことにより、総合的、学際的、国際的な研究の拠点となる。

また、世界遺産センターにおける資料の調査・収集や独自のテーマ設定に基づく資料の分析、研究成果の発表を行うとともに、他の機関と連携して富士山に係るあらゆる資料を検索できるデータベースを構築する。世界遺産センターでは、これらの活動を通じて、その研究成果や情報等を集積し、富士山に係る質問に対応するレファレンスサービスを実施する。

### (3) 建設地の選定理由

「富士宮市宮町 富士山せせらぎ広場周辺地」に世界遺産センターを建設地に選定した理由は以下のとおりである。

- ア) 当該候補地に近接する浅間大社は、浅間信仰の中心であり、他の信仰に関連する構成資産との関連性が高く、世界文化遺産としてのストーリー性が極めて高い場所である。
- イ) 村山浅間神社や、人穴富士講遺跡等、他の構成資産にも近く、当該候補地を起点として、周辺各地の構成資産への来訪が期待できる。
- ウ) 市街地に所在し、年間を通じて自動車や鉄道等によるアクセスが確保されているなど、利便性が高い。
- エ) 当該候補地は、市有地のほかに民有地も含まれているが、富士宮市が民有地を買収又は借り上げた上で、市所有地とともに、県に無償で貸与していただくこととなっており、用地の確保が容易である。

### (4) 建設地選定に係わる付帯意見

有識者からの建設地選定に係わる付帯意見は以下のとおりである。

- ア) まちづくり  
富士宮市に対して、鳥居から浅間大社への導入路(参道)の整備や街並み景観の改善など、富士山信仰の「聖地」としてふさわしい美しい街づくりを促すこと。
- イ) 構成資産へのアクセス  
構成資産が所在する市町と連携して、世界遺産センターから各構成資産へのアクセスについて、来訪者の利便性に十分留意した経路や手法を検討すること。
- ウ) 受入体制の整備  
富士宮市及び関係機関と連携して、世界遺産センターの来館者に加え、浅間大社の来訪者も含めた受入体制(渋滞対策、来訪者の動線等)の整備について、万全な対策を講じること。
- エ) 駐車場の確保  
建設地の選定は、富士宮市から提案のあった駐車場用地の確保を前提としていることから、市に対して確実な履行を促すとともに、県と市が連携して来館者の利便性を十分に考慮した動線を検討すること。

オ) 良好な眺望の確保

富士宮市に対して、世界遺産センターからの富士山の眺望をいつまでも良好な状態で保つための自主的な取組を促すこと。

### 2-3 富士宮市中心市街地の概要

中心市街地の区域は、これまでの富士宮市中心市街地まちづくり計画と同様の区域とし、富士宮駅を中心として、西側は西富士宮駅、東側は市役所に至る区域、北側は商店街および浅間大社を含む区域とし、南側は市立病院と大規模商業施設を含む地区で、面積約 126 ヘクタールの区域である。

(図 2-4 参照)

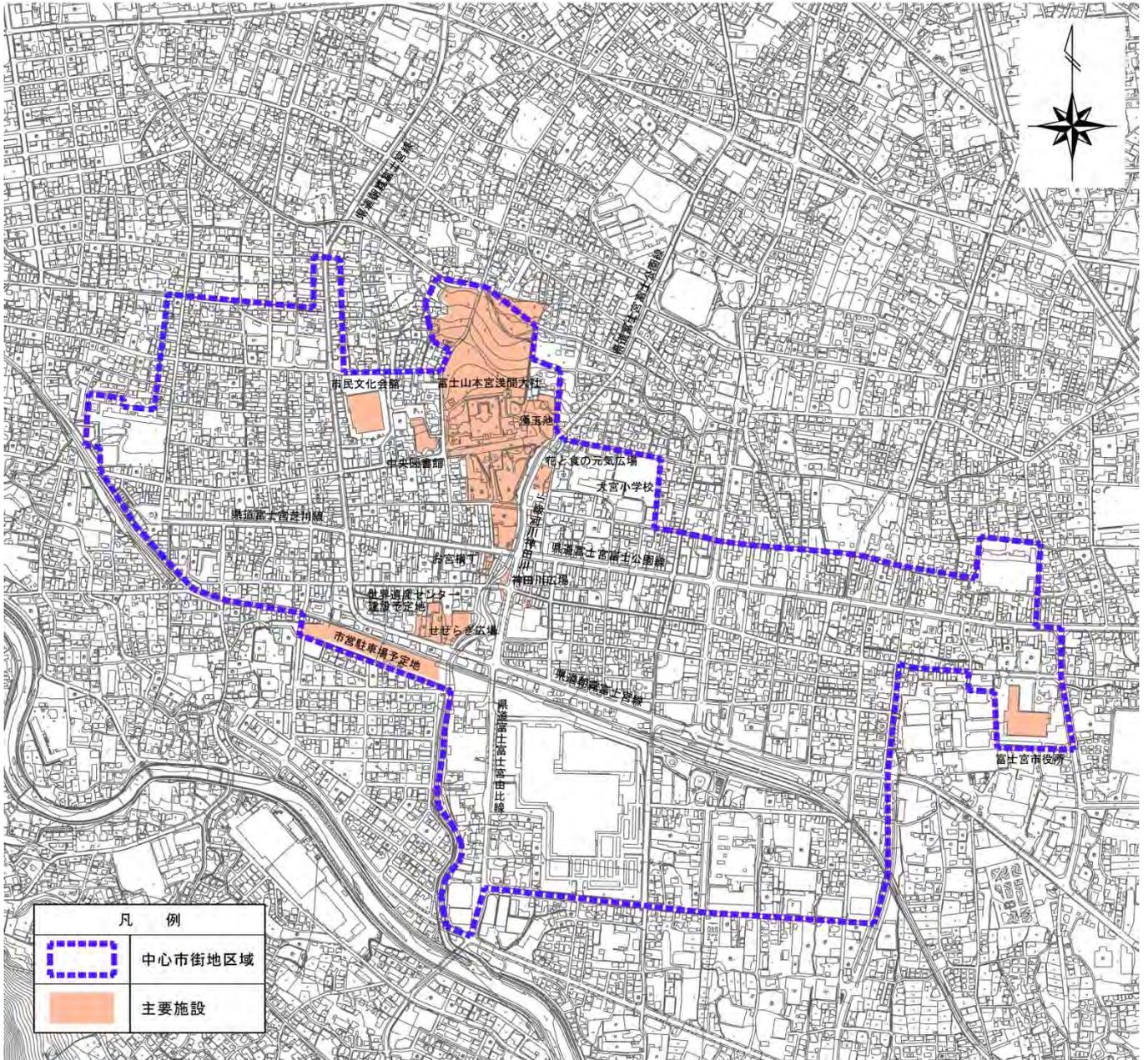


図 2-4 富士宮市中心市街地位置図

2-4 基本構想策定区域(コアエリア)の設定

基本構想策定区域(コアエリア)は中心市街地内にあり、北は浅間大社境内地、東は花と食の元気広場・長屋門、南は世界遺産センター建設予定地(富士山せせらぎ広場周辺)、西は県道朝霧富士宮(南北軸)をそれぞれ包括する区域とした。(図2-5参照)

コアエリアは概ねの位置を示すものであり、今後このエリアを中心に、整備が行われるものである。

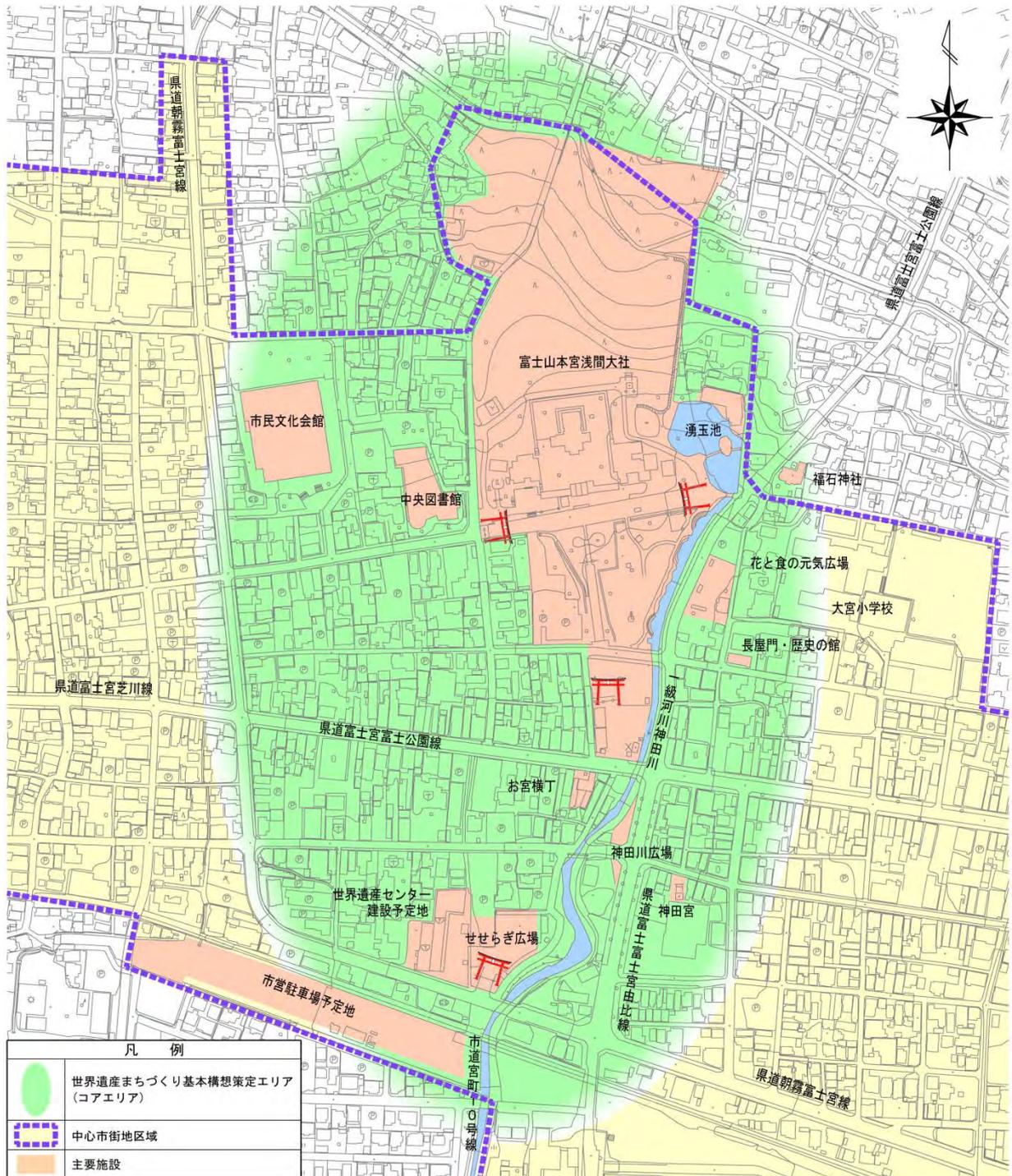


図2-5 基本構想策定区域(コアエリア)